

畜産生産力・生産体制強化対策事業

家畜能力等向上強化推進のうち乳用牛：多様な育種素材の評価活用対策に係る公募について

乳用牛群検定全国協議会

#### 1 公募期間

令和元年8月8日（木）～令和元年8月28日（水）正午まで

#### 2 事業内容

別表のとおり

#### 3 手続き

公募期間内に乳用牛群検定全国協議会に応募書類を提出し、審査を受けていただきます。

審査の結果、取組主体候補者に選ばれた団体等は、改めて補助金交付申請書などを作成していただきますが、それについては別途お知らせします。

審査までの応募手続きは以下のとおりです。

##### （1）公募資料の申請

令和元年8月8日（木）から令和元年8月28日（水）正午までに、以下の申請先に団体名・担当者氏名・電話番号・e-mailアドレスを明記のうえ、e-mail又はFAXにて申請を行ってください。

なお、公募資料は基本的にe-mailにて送付させていただきます。

<申請先・問合せ先>

乳用牛群検定全国協議会 原田・橋口あて

[事務局（一社）家畜改良事業団情報分析センター]

E-mail：toiawase（アットマーク）liaj.or.jp

※スパムメール対策のため（ ）の@は省略しています。

TEL：03-5621-8921

FAX：03-5621-8922

##### （2）応募書類の提出

公募要領に定められた方法・様式等により、以下の提出期間中に応募書類を郵送等で提出して下さい。

令和元年8月8日（木）～令和元年8月28日（水）（最終日は正午までに必着）

受付確認通知は、原則として、公募書類を送付したe-mailアドレスにお送りします。

##### （3）審査

書類により審査を行ない、取組主体候補者を選定します。

必要があれば、提案内容・事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途通知します。

#### 4 その他

公募開始後に事情により、事業の中止や変更がある場合がありますのでご了承ください。

別表1 畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進のうち乳用牛：多様な育種素材の評価活用対策）

事業の内容	事業の要件	事業実施期間	補助率
<p>1 家畜能力等向上強化推進</p> <p>(1) 乳用牛</p> <p>② 多様な育種素材の評価活用対策</p> <p>特色ある優良遺伝資源の活用のため、ジャージー種等(ホルスタイン種以外)の乳用牛の多様な品種の受精卵を導入する。</p>	<p>ア 地域における特色ある優良遺伝資源活用計画の策定及びその策定のための推進会議を開催する。</p> <p>イ アの計画に基づき導入する受精卵及び性判別受精卵の導入を行う。</p> <p>ウ その他</p> <p>(1) 本事業の取組主体は、次の①から⑨に該当する生産者集団等とする。</p> <p>① 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)</p> <p>② 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。)</p> <p>③ 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。</p> <p>ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。</p> <p>イ その総株主又は総出資者の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を</p>	<p>令和元年度</p> <p>※卵の購入・移植の事業実施は2月末まで</p> <p>(3月10日に実績報告書提出、3月末までに補助金支払い終了)</p>	<p>当該事業に要する経費は1/2以内とする。</p> <p>ただし、受精卵について1個当たり50,000円性判別受精卵については1個当たり65,000円を上限とする。</p>

	<p>有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上がアに掲げるもの(②又は⑦に該当するものを除く。)の所有に属しているもの。</p> <p>④ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項の特定農業団体をいう。)</p> <p>⑤ 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>⑥ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>⑦ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>⑧ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>⑨ 3戸以上の農業者から構成される集団又は3戸以上の農業者及び農協等で構成される集団とし、次の事項について規約を定めていること。</p> <p>ア 生産者集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項</p> <p>イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項</p> <p>ウ 集団活動に関する事項</p> <p>エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項</p> <p>(2) 対象となる受精卵及び性判別受精卵は、ホルスタイン種以外(ジャージー種等)の乳用種であって、次に掲げる①から③を全て満たすものとする。</p> <p>① 生産者集団等の策定する特色ある優良遺伝資源活用計画に沿って導入されたものであること。</p>		
--	---	--	--

	<p>② 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛を交配して生産されたものであること。</p> <p>③ 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録され、又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたものであること。</p> <p>(3) 対象となる受精卵及び性判別受精卵は、取組主体候補に選定された日以降に導入されたものとする。</p> <p>(4) 対象となる受精卵及び性判別受精卵は、事業実施期間に移植するものとする。</p> <p>(5) 実績報告には、移植証明及び受精卵の単価が分かる書類等(領収書、請求書)を添付するものとする。</p> <p>(6) 事業推進に当たっては、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生畜第1582号農林水産事務次官依命通知)、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領(平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知)及び畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱(平成31年4月1日付け30生畜第1625号農林水産事務次官依命通知)に定める事項に留意するものとする。</p>		
--	--	--	--